

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第

卷四十二第

行發日一月三年二和昭

論叢

廣告稅論 教授 法學博士 神戶 正雄

ミルの社會學概念 講師 文學博士 米田庄太郎

露西亞の新經濟政策と農業 教授 法學博士 河田 嗣郎

土佐の百姓一揆 教授 經濟學士 黑 正 巖

時論

支那問題管見 教授 法學博士 末廣 重雄

說苑

ブルゲン氏の諸社會主義評論 教授 法學博士 田島 錦治

琉球の慶長役以後 教授 法學博士 山本美越乃

雜錄

日銀指數利用の一指標 講師 經濟學士 蜷川 虎三

伊太利のリラ貨引上策について 經濟學士 松岡 孝兒

長週期景氣循環に關する一研究 經濟學士 菊田 太郎

梅雨考 教授 法學博士 財部 靜治

誤れる植民政
策の畸形兒 琉球の慶長役以後 (五)

山本美越乃

慶長役以後島津氏は琉球の内治外交上に當然容喙し得る權利を得た爲めに、王位の繼承に付ても亦發言權を有し、若し男嗣子無ければ佐敷の王子をして位を繼がしむべしとの命を尙寧に傳へた所から、元和七年(西曆一六二一年)尙元の孫尙豐迎へられて王位を嗣ぐことゝなつた、此の時以後王位の繼承ある毎に琉球王は日支兩國に使者を遣はし、即ち日本に對しては王位繼承の謝恩使を、又支那に對しては琉球國中山王の冊封を請ふ請封使を送り、爾來明治の初年に至る迄二百數十年間表面上は我が國の植民的保護地として直接薩摩の監督の下に置かれしも、裏面に於ては矢張り支那の冊封を受け、政治的には我が國に従屬し、經濟的には支那に依屬すると云ふが如くに、巧みに日支兩屬の關係を持続し來つた、此くして尙豐も即位の翌年使者を我が國に送りて即位の恩を謝し、更に翌九年には進貢使を支那に遣はして貢物を獻じ、冊封を請ふと共に二年一貢の舊制に復せんことを以てした、併し明國に於ては慶長役以後日尙ほ淺く暫く民力休養の必要あるべしとの理由の下に、漸く五年一貢の制を許したが、之を以ては明との貿易を頗る重要視しつ

ある薩摩に到底満足を與ふることを得ざるより、寛永十年明主の冊封に對して謝恩の使節を送るに當り、特に命を傳へて進貢を舊に復せんことを請はしめた、其の結果遂に三年兩貢の制に復することとなり、琉球は固より薩摩も之に依りて漸く貿易の利益を收めんとする目的を達することを得た、此の大任に當りし者は向鶴齡及蔡堅の二人であつたが、當時琉球王の蔡堅に與へた親書に依るも、如何に此の問題を薩摩に對する關係上重大視して居つたかと云ふ事が分る、其の書に曰く、

（前略）『此國（琉球）は唐之往來の故、今分に仕居候處、御國本（薩摩）より御用之儀不達候而者無詮候條、我等始諸臣下に至迄心遣千萬無申計候條、乍重言可入念事可爲肝要候』（下略）¹⁾。と、即ち其の意は、琉球が唐と往來し貿易するの故を以て其の處分も今分の程度で濟んだものである、故に薩摩の用を達せざるようでは實に困る、我等一同此の事を心配し居るを以て充分盡力ありたしとの事である、更に又他の親書中には、

（前略）『球國者唐之御恩情にて、彼は今分に相調候、我禁中唐人之覺可然様に、就中御國本之御奉公罷成様に、被廻思慮肝要に候、』（下略）²⁾。

とある、之を以て觀るも慶長役以後琉球は日支兩國間に介在して双方に隸屬關係を維持せんが爲めに、一方ならざる苦心を爲したものであると云ふことが分る、尤も薩摩の政治家中には此の日

1) 『沖繩一千年史』四二〇頁。

2) 『沖繩一千年史』四二一頁。

支兩屬の關係を喜ばずして、之を廢棄せしめんと試みたる者も無いではなかつた、例へば鳥津光久の如きは其の一人であつて、彼は其の意を幕府に通じたることがあるが、幕府の方針としては成るべく外患を避けんとする主旨より、明國滅亡の際にも又清の世祖の琉球に使臣を遣はしたる際にも、薩摩に於ては之を機會に琉球を我が國に專屬せしめんとする計畫を樹てたのであるが、常に幕府の容るゝ所とならずして、兩屬關係が永く存続したのである、而して薩摩琉球間の公務を處理せしむるが爲めには、琉球には薩摩より派遣せられたる在番奉行なる者が三年交代の任期を以て那嶺に駐在し、又琉球よりは鹿兒島に琉球官なる者を置き、初めは三司官の一人を駐在せしめたものであるが、後には紫巾官を派遣して其の事務を掌らしめた。

尙豐は位に在ること二十年、寛永十七年五十一歳を以て逝いたが、生來學を好み諸藝に通じ殊に産業の獎勵に其の意を用ゐた、今日に至る迄琉球唯一の産業と稱せらるゝ製糖業及び其の雅趣に於て獨特の妙味を有せる陶業の如きも、全く尙豐の時代に發達したものである。

琉球に於ても亦他國に於けると同じく農業は遠く古代より行はれ、其の作物の如きも米・麥・粟・黍・菽等を産したことは古き記録に見へて居るが、如何せん國內に鐵を産せざると交通の不便なりしより、完全なる農具の存しなかつた爲めに、支那及び我が國と交通して鐵を輸入するに至る迄は、其の發達も頗る遅々たるものであつた、從て琉球の農業上に多少注目すべき事實の現

はれ來つたのは、中興の明君と呼ぶる、尙眞の頃からであると稱して可い、尙眞の時に至り田畑の境界を明かにし、灌漑排水の便を計り、貢租の制を定むる等農業上の施設に大に力を用ひ、其の子尙清又父の後を承けて諸般の改良を爲し、米・麥・粟・稷・菽等の主作物以外に蔬菜・芭蕉・甘蔗等の如きも既に此の時代より栽培せられたが、未だ甘蔗より砂糖を製する方法を知らざりしより、初めは單に嗜好物として需要せられたに過ぎぬ、次で尙寧の時に至り甘蔗渡來し、尙豊の時に及んで甘蔗を原料とする製糖業起り、此くして琉球の農業は茲に一新紀元を開くに至つた。

現今と雖も琉球島民の主食物は甘藷であり、又其の主たる産業は製糖業であるが、是等の二大農産物は全く尙寧及び尙豊の時代より今日に傳はれるものであつて、此の點に於ても兩王の治世は琉球の産業史上に永く記憶せらるべきものがある、甘藷は慶長十年(西曆一六〇五年)即ち尙寧の時に野國總管(中頭郡野國の人にして總管なる職に在りしより此く呼ぶる)なる者支那福州より諸苗を鉢植として携へ歸り、琉球産業の一大恩人と稱せらる、儀間眞常等と之が繁殖を計り、當初は單に補助的食料品として用ひられたるも、次第に其の栽培法に改良を加へ、遂に今日は琉球島民の主要食物となるに至つた、(註)又甘蔗より黒糖を製する事業は、尙豊の時代に初めて起れるものであつて、即ち前述の儀間眞常が元和九年(西曆一六二三年)に進貢船の支那に赴く時、自領儀間村の人を支那福州に遣はして黒糖の製法を學ばしめ、最初は自己の邸内に於て製造を試

み、其の成績頗る良好なりしより廣く之を獎勵したる結果、遂に琉球の主要なる産業となるに至つたものである。

(註) 冊封使李鼎元の琉球に於ける甘藷の徳を頌したる朱髻頌なるものは、偶々甘藷と琉球人の日常の生活状態の關係を窺ふ助けとなるものがある、曰く、

不需天澤、不費人工、能守困者也。不爭肥壤、能守護者也。無根而生、久不枯萎、能守氣者也。五穀之登、民食草木之實無厭、今用代五穀、能助仁者也。可以粉可以爲酒、可祭可預、能助禮者也。莖葉皆無可棄、其直甚輕、易爲飽、能助儉者也。芻蕘食之、不患噎、能養老者也。止蠶蠶啼、能慈幼者也。下逮鷄犬、能及物者也。云々。

寛永十八年(西曆一六四一年)尙豊の第三子尙賢王位を継ぎしが、當時支那に於ては明の勢力は次第に衰へ、清代つて天下を統一せんとしつゝ、ありし時代なるを以て、正保元年尙賢は使臣を明に遣はし、進貢と共に襲封の事を請ひしも、明は未だ其の使節を送るに至らずして亡んだ、同年尙賢は又使者を我が國に遣はし、方物を献じ嗣位の恩を謝せしめたが、同四年在位僅に七年にして早世した爲めに、支那の冊封は終に之を受くる機會なくして止むだ。

尙賢嗣子なかりしを以て慶安元年(西曆一六四八年)弟尙質王位を継ぎ、翌年例によつて我が國に謝恩使を送つた、寛文三年清の聖祖は明の例に倣ひ使臣を遣はし、尙質を封じて琉球國中山王となしたが、之より先き尙質は使者を清國に遣はし、方物を献じ冊封を請ふた爲めに、明暦元年清主使臣を琉球に送らんとするの意あるを聞ける薩藩に於ては重臣を會して、琉球は古來薩摩の

- 1) 『琉球』第二編、五四頁以下。
『琉球と鹿兒島』三二頁以下。
『沖繩一千年史』五一—一頁以下。
- 2) 『沖繩一千年史』五一—五頁。

附庸たるに今韃靼の爲めに其の制度を改め衣冠を變ずるが如きことあらば、嘗に薩摩の耻辱たるのみならず、我が國體に關する大問題であるとの議を纏め、之を藩侯光久に進言した、當時薩藩に於ては琉球の姑息なる兩屬主義を喜ばず、明朝の亡ぶると共に之を我が國に專屬せしめんとする意見のあつた事は、既に前にも一言して置いた所であるが、光久は此の藩議を幕府に通じて指圖を仰いだ、然るに幕府の意見としては今其の關係を絶たしむること、せば、必ず患を後日に殘すであらう、故に清國の使者の琉球に來ることは敢て之を拒むに及ばぬ、宜しく琉球をして清國の命を聽かしむべく、其の他の事柄に付ては藩主自ら適宜に之を取計らう様にこの事であつた、是に由りて觀れば、幕府の意向としては成るべく清國と事を構ふることを避け、琉支の交通を自由にして琉球が寧ろ之に依りて利する所あらんことを望むで居つた、蓋し琉球の受くる利益は懸て薩摩即ち我が國の利益に歸すべきを信じたからであらう、幕府の意向此の如くなりしを以て、其の後薩摩に於ては冠船奉行なる者を置いて、冊封使來航の際には琉支の關係を監視せしむることゝなつた。

尙質の治世中に於て特筆すべき一事件は、從來琉球には純然たる歴史存せざりしより、高官等に命じて正史『中山世鑑』を編修せしめたる事である、當時専ら其の衝に當つたのは有名なる羽地朝秀即ち向象賢であつた、慶長役以前の琉球の文献は同役の際多くは燒失又は散逸したる爲め、

朝秀は歴代の事蹟を或は父老に問ひ、或は古典に考へ、慶安三年(西曆一六五〇年)に始めて和文を以て琉球史の編纂を成就したのである、向象賢は琉球の産める人傑の一人であつて、別に其の政治上の意見を發表したるものに「羽地按司仕置」なるものがある、夫れに據ると彼は親日主義者の一人で、慶長役以後琉球の民心は次第に緊張を缺き、動もすれば酒色に耽り安逸を貪らんとするの風ありしより、之が矯正策として諸般の政策に緊縮方針を採り、遊惰怠慢を戒め勤勉努力の美風を養成せんことに力め、又當時琉球人間には薩摩に對して不快の感を抱き、一種の反抗的態度を持せし者少からざりしに、彼は言語上より日琉同系論を唱へて相互の融和結合の必要を説いた、其の一節に曰く、「竊惟者此國人生初者日本より爲渡儀疑無御座候然者末世之今に天地山川五形五倫鳥獸草木之名に至る迄皆通達せり雖然言葉の餘相違者遠國之上久敷通融爲絶故也五穀も人と同時日本より爲渡物なり」と、其の説の當否は姑く措き、當時の時世人心の傾向に反して親日主義を主張し、且つ其の基礎を言語上に求めんとしたる彼の識見だけは之を認めざるを得ない、要するに尙質の治世は賢相尙亨及び向象賢等の輔翼宜しきを得たる爲めに、治績大に擧がり内政上面目を一新したるものが多かつた。

寛文八年尙質の歿後を承けて長子尙貞翌九年(西曆一六六九年)に王位を繼いだ、此の度も例により同十一年我が國に謝恩使を、又天和二年に請封使を支那に送つたが、清主は翌年冊封使を遣

はして尙貞を中山王に封じた、琉球の史家は尙貞を歴代の諸王中明君の一人に數へて居るが、之は蓋し父尙質を輔けて弊政改革の任に當れる尙亨及び尙象賢等が又尙貞をも輔佐して、専ら内政の作振に當つたからであらう、例へば行政區劃の整理・道路橋梁の改修・開墾事業の奨励・教化の普及等、あらゆる方面に彼等が全力を傾注して能く其の大任を完ふしたからであらうと思はる、**「中山世鑑」**と共に琉球の貴重なる史料であり、殊に王家と支那との關係を詳述せる**「中山世譜」**の如きも尙貞の時代に完成せられ、又初めて系圖座なるものを設け系圖奉行を置き諸臣の家譜を編修せしめて參考の資料となせるが如き、修史事業に貢獻せる所のものも決して少くなかつた、寶永六年尙貞在位四十一年にして歿し、翌七年(西曆一七二〇年)嫡孫尙益位を繼ぎ、例によりて我が國には謝恩使を送つたが、在位僅に三年にして早世した爲めに支那の冊封は之を受くるに至らなかつた。

正徳三年(西曆一七二三年)尙益の嫡子尙敬王位を繼ぎ、翌四年我が國には謝恩使を、又享保二年には支那に請封使を送つて其の冊封を受けた、慶長役以後琉球には幾多の人材が輩出したが、殊に尙敬の時には名護聖人の稱ある程順則(夙に支那に遊び程朱の學を修めて歸り、學識徳望を以て一世の師表と仰がれ、正徳四年徳川幕府の命に依り琉球開國以來の沿革・職制・服制・地理・産物等を調査したる場合にも其の任に當り、我が國に渡來しては新井白石・荻生徂徠等と交りて其

に學事を論議し、其の著『六論衍義』の支那を経て我が國に傳はるや、八代將軍吉宗は深く之を愛誦し國字に譯して諸藩に頒布せしめた、此の他に彼は天文氣象等に關する『指南廣義』なる著述をもなした¹⁾、琉球第一の政治家と稱せらるゝ蔡温（尙敬の在位中三司官として國政に參與し、教育・産業・土木・治水其の他諸般の施設を完成し、又日支兩屬政治に付ても巧みに折衝の任に當り、加ふるに劇務の傍ら多くの著述をなして政治・道德等に關する意見を發表し、就中其の著『御教條』に於ては琉球の立場を論じて國民に嚮ふ所を知らしめた²⁾、を首めとして各方面に人材が現れた、例へば蔡温一派の支那系統の思想家に對抗して、和文學者として其の思想を代表せる平敷屋朝敏（支那系統の蔡温等の政治に慊らずして時の政府を攻撃した爲めに、同志と共に後には國事犯罪者として極刑に處せられた³⁾）、純文學に於て其の名を成せる識名盛命（『思出草』の著者）、高僧としては眞言僧心海・禪僧雲岸・活童、劇作家として玉城朝薫^{ナツメキウ}、其の他音樂家・書家・畫家・彫刻家・女流歌人等夫れ⁴⁾一家を成せる人材が續出して、尙敬の治世は實に琉球文化の黄金時代の觀があつた、之は其の師傳たりし蔡温の輔佐宜しきを得たるが爲めでもあらうが、又尙敬自らも學を好み士を愛し政治に勵精した結果であらう、其の治績は各方面に之を認むることが出来るが、『沖繩一千年史』の著者が『球陽』（貴重なる編年體の琉球史料にして延享二年完成）より引用せる所に據れば、

- 1) 『琉球』第二編、二四頁及四八頁以下。『通俗琉球史』三二六頁以下。
- 2) 同上、四五頁以下。 同上、三二九頁以下。
- 3) 『沖繩一千年史』四四八頁。
- 4) 同上、五六八頁以下。

「正徳三年には三司官の職務分擔を定めて其の職責を明かにし、同四年市店を開設して有無相通じ……享保元年那覇港を浚深して船舶の出入碇泊に便にし、……且つ港灣保護の道を定め、同三年明倫堂の學制を定めて程順則に命じて之を監理せしめ、又資金を給して製紙業を創設し、……玉城朝薫に命じ琉球劇を作りて國立劇場の嚆矢を爲し、同七年總横目を設けて風紀を監察矯正せしめ、同九年修史事業を起し、蔡温に命じて忌服令を定めしめ、繪畫彫刻其の他の工藝を獎勵する爲め是等の藝人を仕籍に昇格せしめ、同十一年灌漑事業を起して水田を盛んならしめ、鍛冶職を獎勵して農器・馬鐙・鐵轡・剃刀等を製作せしめ、同十三年巫覡を禁止し、且つ農民の都會集中を禁じ、同十四年葬禮の弊害を除き、量器を改め、同十六年陶磁器の製法を改良し、同十七年八重山を開拓して新村を設置し、同二十年林政の基礎を定め、農制の刷新を爲し、……元文元年には國中の河川を改鑿し、備荒貯蓄の制を定め、各間切に醫術を普及せしめ、同四年には漏刻を改正した」云々、

と、以て其の一斑を窺ふことが出来る。

寶曆元年尙敬五十二歳を以て歿し、翌二年（西曆一七五二年）嫡子尙穆王位を繼ぎ、同年我が國には謝恩使を又同四年には支那に請封使を送り、同六年冊封を受けた、尙穆の治世は先王の琉球文運の全盛時代の後を承け、専ら守成に其の力を用ひたる時代であつて、特に注目するに足る

1) 『沖繩一千年史』四四七頁以下。

程の治績を遺さずして寛政六年に歿し、翌七年(西暦一七九五年)嫡孫尙温王統を嗣ぎ、先例によりて同八年我が國には謝恩使を又十年には支那に請封使を送り、同十二年に冊封を受けた、尙温の治世に於て特に注目すべき事蹟は、從來動もすれば之が爲めに人材を逸するの虞れありし階級制度の弊を打破して、教育の奨励と人才の登用に専ら意を用ひ、首里城下には國學を、又主なる地方には郷學を建て、國學には自ら『海邦養秀』の額を書して之を掲げしめ、別に『國學訓士子諭』なるものを作り、中に『今より以往名門と寒陋とを論せず行を積み學を勤め國家の爲めに謀る者あらば、布衣の子弟と雖も我將に擧げて之を用ひんとす、尙し放逸にして閑を偷み明訓に遵はざる者は、貴族の子弟と雖も我將に退けて去らしめん、』云々と述ぶるを以ても、其の抱負の一端を知ることが出来る、然るに惜むべし位僅に八年にして享和二年十九歳の弱齡を以て逝いた。

享和三年(西暦一八〇三年)尙温の嫡子尙成四歳にして王位に即きしも同年病の爲めに歿し、尙温の正統は茲に絶わたるを以て、文化元年(西暦一八〇四年)弟尙灝王統を嗣ぎ、翌二年支那に請封使を同三年我が國に謝恩使を送つた、然るに文化四年清の冊封使の渡來後尙灝は不治の病に冒され、國政を親らすること能はざりしより、文政十年使を薩摩に遣はし、世子尙育に位を譲り自らは隱居を請ふた、尙灝の治世中文政四年及び同五年には和蘭の商船那覇に來りて互市を求め、同十年には又英吉利の商船の渡來するあり、爾來外國船の往來次第に頻繁となり、爲めに國

1) 『沖繩一千年史』五五五頁。

内は騒然たる有様であつた、尙瀬は天保五年に歿したが、之より先き文政十一年（西曆一八二八年）に尙育は既に王位に即きしも、支那に對しては父の隱居を秘して之を告げざりし爲めに、其の冊封を受けたのは天保九年のことであつた、當時支那に對する進貢は四年一貢の制となつて居つたが、天保十一年に從來の如く二年一貢に改めんことを請はんが爲めに特使を派遣すること、なつた、之は獨り琉球自己の利益に重大なる關係を有するのみでなく、延て薩摩の利益にも影響を及ぼす大問題たるを以て、政府當局は周到なる注意を使者に與へて、極力其の希望を貫徹せしめんことに努めた、當時特使に與へた口達書に、「（前略）第一御本懷不被爲叶、對除國御外聞も如何敷、又候御國許（薩摩）御當地御用物も、是迄之様不相調、世上にも必至と差支に相成事にて、旁以國土之難題に相成事候條、件之趣深得其意、渡唐之上は早速御願之咨文差出、向々御内意（送賄）等申上御願詮立候様、精々可被相働候、云々」とあるを以ても、如何に二年一貢の制を熱望して居つたか分る、而して琉球の此の陳情に對しては島津氏も後援を與へて居つたことは想像するに難くない、此の熱心なる運動は終に功を奏し、天保十二年に清國は二年一貢の制を許すに至つた。

尙育の時代に及んでは外國船の渡來愈々多きを加へ、天保二年、三年、八年及び十一年には英吉利商船の來るあり、又弘化元年には佛蘭西船渡來して通商を請ふたが、琉球は絶海の一小島に

過ぎざるを以て、交易すべき産物無しとの理由の下に之を拒絶した、然るに佛蘭西船は宣教師一名及び支那人通譯一名を琉球に残して去つた、同三年佛蘭西船再び那覇に來り、次で英吉利船も亦渡來して通商を求めたが許されなかつた爲めに、一宣教師夫妻・其の子女及び支那人一名を那覇に留めて去つた、同年三度佛蘭西船渡來し、更に一宣教師を残して去つた、彼等の目的は通商貿易に在つたが容易に之を許されざりしより、宣教師を留めて布教の傍ら互市を勸誘せしめた、然るに琉球に於ては前述の理由を以て之を許可せざりしのみでなく、布教に關しても亦島原の亂以後薩摩との關係を顧慮して、宣教師を殆ど監禁同様の状態に置きしより、彼等も久しからずして琉球を去つた、尙育は三十五歳の壯齡を以て歿し、嘉永元年(西曆一八四八年)次子尙泰王位を繼ぐこととなつた、彼は琉球最後の王であつて、其の治世は實に波瀾曲折に富み、殊に従來植民的保護地の地位に在りし琉球が、純然たる我が國の植民地となり、次で三度其の性質を變じて内地同様の取扱ひを受くるに至れる事蹟は、我が植民史の研究に興味ある資料を供するを以て、別に題を改めて之を述べようと思ふ。